

○財務省告示第 号  
経済産業省

対内直接投資等に関する命令（昭和五十五年

総厚理府、大蔵省、文部省、  
運輸省、農林水産省、通商産業省、  
建設省、郵政省、労働省、  
令第一号）第

第三条第十六項の規定に基づき、財務大臣及び経済産業大臣が定める特定技術を次のように定める。

令和八年 月 日

財務大臣 片山さつき

経済産業大臣 赤澤 亮正

一 外国為替令（昭和五十五年政令第二百六十号）別表の一から一五までの項の中欄に掲げる設計、製造及び使用に係る技術（公知の技術であつて、貿易関係貿易外取引等に関する省令（平成十年通商産業省令第八号）第九条第二項第九号イからニまでに掲げる取引のいずれかに該当する取引に係るものを除く。）

二 外国為替令別表の一六の項の中欄に掲げる技術のうち、貿易関係貿易外取引等に関する省令第十条第三項の規定に基づく重要管理対象技術を提供することを目的とする取引を行おうとする者に報告を求める事項（令和六年経済産業省告示第百七十八号）第二号に規定する重要管理対象技術（貿易関係貿易外取引等に関する省令第九条第二項各号（第七号及び第八号を除く。）に掲げる取引の

いずれかに該当する取引に係るものを除く。）

## 附 則

### （適用期日）

1 この告示は、令和九年 月 日から適用する。

### （経過措置）

2 この告示は、この告示の適用の日（次項において「適用日」という。）から起算して三十日を経過した日以後に行う外国為替及び外国貿易法の一部を改正する法律（令和八年法律第 号）の規定による改正後の外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号。以下「新法」という。）第二十七条第一項に規定する対内直接投資等に相当するもの及び新法第二十八条に規定する特定取得に相当するものについて適用する。